

令和7年度 子ども健やか育成事業補助金 Q&A

はじめに

日頃から「子ども健やか育成事業」へのご理解・ご協力をありがとうございます。

子ども食堂や無料学習支援など、子どもたちの居場所づくりの活動は全国で広がりを見せしており、相模原市でも皆さまのお力添えにより、参加する団体が増えています。令和7年度には、これまで以上に多くの団体からの申請が見込まれています。

この補助金は、市民や企業からの寄付で成り立っており、その趣旨や適切な使用についてのご理解をお願い申し上げます。

令和7年度も、予算の範囲内で補助金を効果的に活用するため、昨年度同様審査を行います。以下の点にご留意の上、申請をお願いいたします。

【概論編】

補助金の交付条件が変更されています。昨年度に補助金を受けた団体も、募集要領およびこの Q&A を必ずご確認ください。団体の代表者や申請担当者は、以下の内容を会員の皆様と共有してください。

●令和6年度からの主な変更点は、以下のとおりです。

- ①「福祉的課題を抱える子どもたち」だけでなく、すべての子どもたちにとっての居場所づくりを肯定し、推進する表現に変更しました。
- ② 開催回数から上限額を決定していたものから、子どもの参加者延べ人数から上限額を決定することに変更しました。
- ③ 基本額(食堂・学習は4万円、長期は1万円)を設けました。
- ④ 無料学習支援への取り組みを、開催回数により A(週1回程度)と B(月2回以上)に分類し、Aの補助対象経費を拡大しました。詳細は募集要領をご確認ください。
- ⑤ 申請書の添付資料として、総会を開催する団体は、総会資料をご提出ください。申請書の提出期限(令和7年5月9日)までに総会が開催されていない場合は、開催後速やかにご提出ください。

●注意点は、以下のとおりです。

- ① 補助金決定後に年間開催回数が計画より減る場合は、分かり次第ご連絡ください。特に子ども食堂で12回、無料学習支援で24回、長期休暇中の居場所で5回を下回る場合、補助金が減額となり、一部を返還していただく場合があります。
- ② 子どもの参加人数の実績が、補助金を申請する際の見込人数の7割に達しなかった場合は、その差額を返還していただきます。
- ③ SNS などでの情報発信には十分注意してください。

情報発信について、地域に活動の情報を広めることで、協力者や支援者が増える事例も増えていきます。ただし、個人情報の保護や肖像権の尊重、そして活動中に把握した課題の発信には細心の注意が必要です。特に SNS では、一般の人には特定されない内容でも、子どもや保護者が自身のことが書かれていると感じる可能性があります。いじめや不登校、虐待などの問題や、「〇〇地区は△△だ」といった情報が誤解を招く可能性があるため、情報発信には慎重に取り組んでください。

【収入編】

Q1. 「収入」はどのように記入しますか？また、参加費や繰越金などは、どのように記入すればいいですか？

A. 「収入」欄には、事業にかかる全ての収入を記入してください。

- ・「その他補助金」欄には、他団体からの補助・助成金の額（見込み）と、備考欄に団体名を記入してください。
- ・「参加費」欄には、参加費の総額（見込み）を記入してください。
- ・寄付金が見込みがある場合、「その他（寄付金）」欄に合計額を記入してください。
- ・繰越金がある場合は、「前年度繰越金」欄に記入してください。

Q2. 食料品や光熱水費が値上がりし、運営が難しい状況です。収入を増やすにはどうしたらいいですか？

A. 収入を増やすことと同時に、支出削減についてもご検討ください。

補助金：民間の補助金や米や野菜、肉、ピザ等食材の寄付については、随時メールやLINEで案内しますのでご活用ください。（メールやLINEは1団体で複数人受信設定可能です。食材の寄付は回答期日が短いため、調理をする方も登録しておくとう便利です。）

寄付金：これまでに開催した子どもの居場所団体情報交換会では、近隣の企業や商店に寄付や協賛金を依頼している例の報告がありました。

※ その他、参加費の値上げや開催規模の縮小などを団体内で検討する際には、他の団体の経験や事例も参考にしてみてください。ご相談やお問い合わせは、子どもの居場所相談窓口までお気軽にご相談ください。

【支出編】

Q3. 急な出費に備え「予備費」を計上していいですか？

A. この補助金は、事業計画を元に算出された具体的な支出に対して補助を行うものですので、計画外の「予備費」として補助金を計上することはできません。必ず、具体的な活動計画に基づいて必要な経費を計上してください。

例：毎月2回は開催したいが、本当に開催できるかどうか不安…。

→確実に開催できる見込みのある回数で申請してください。なお、年度途中で開催回数を増やしても、補助金の増額はできません。

Q4. 子どもに配布する物（記念品、プレゼントなど）の購入費は対象となりますか？

A. 原則、購入した物品（学校用品、文房具、教材、食品、衣類、記念品など）を、そのまま参加者に渡す場合の購入費は、補助対象外となります。

※ 参加者に貸し出すために団体が購入する場合は、補助の対象となります。

※ 例外として、**無料学習支援 A（概ね週1回程度開催）の教材費については、今年度より補助対象経費を拡大しましたので募集要領をご確認ください。**

Q5. 「教材費」で、子どもが楽しめるボードゲームや知育玩具を購入していいですか？

A. 教材費は、それがなければ「取組の目的」を達成するための活動が成り立たないものの購入費を対象としています。

Q6. 自分が経営しているレストランで子ども食堂を行いたいのですが、補助対象となりますか？

A. レストランの経営とは別の「非営利の活動」である場合には、補助の対象となりますが、お店の営業時間内の活動は、対象外となります。（お店や会社名の領収書では、補助対象経費になりません。）また、飲食や学習塾を生業とする団体が事業を行う場合は、補助金上限額は二分の一となります。

Q7. 施設を運営していますが、学習支援開催時の光熱水費等を開所時間分で按分し、補助対象経費として申請することはできますか？

A. 施設や店舗などの既存の場所を一時的に利用する場合の光熱水費や会場使用料は、実際の使用金額が特定しにくいため、補助の対象外とします。

Q8. 活動日の1週間前に打合せを行います。打合せに参加する担い手の交通費や会場使用料は、補助対象となりますか？

A. 本補助金は、原則として子ども食堂や学習支援に子どもが参加する場合にかかる費用を補助するものです。したがって、開催日とは別の日に行う打合せや会議への参加にかかる費用は、補助の対象外です。

例：子ども食堂のリハーサルとして、会場の設備や調理器具の確認のためにカレーを作り、できあがったカレーは担い手やその家族が食べた。

→子ども食堂開催のためのリハーサルであっても、地域の子どもが参加していない（料理を食べたのは担い手とその家族のみの）ため、食材費や会場使用料などの経費は対象外。

Q9. 「消耗品費」として30,000円、「交通費」として10,000円が補助されました。「消耗品費」が1万円余りそうなので、その分を「交通費」とすることはできますか？

A. 補助された項目の中での10,000円以内の振替え（流用）は可とします。ただし10,000円を超える変更は必ず事前にご相談ください。事前の相談なく変更した場合は、返還の対象になる可能性があります。また、補助決定した項目以外には変更（流用）できません。

例：補助された「消耗品費」が3千円余るので、教材費に振替え（流用）たい。

→「教材費」が補助されている場合は可、補助されていない場合は不可。

【その他】

Q10. 募集要領の6（2）「補助対象外経費」のウについて、具体的にはどのような活動が対象外となりますか？

A. 申請事業の「取組の目的」を達成するために必要な最低限の活動以外は、原則として対象外となります。

例1：通常の活動とは別に行うイベント（バーベキュー、芋ほり、クリスマス会、卒業式、進級祝い等）の経費

例2：社会科見学として博物館に行く場合の交通費、会場費、消耗品購入費など

※ 補助金を充てる予定の活動は、必ず申請書の「子ども健やか育成事業補助金 事業計画書」⇒「年間取組計画」に具体的に記入してください。記入がないものは対象外となります。

※ 活動を通して把握した課題（体験格差、食育等）に対する取組の経費については、他の団体の経験や事例も参考にしてみてください。クラウドファンディングなどで工夫している団体もあります。ご相談やお問い合わせは、子どもの居場所相談窓口までお気軽にご相談ください。

Q11. 申請した事業計画に変更があった場合には、どのような手続きが必要ですか？

A. 事業計画に沿った活動ができなくなった場合や、事業内容を変更（会場や開催頻度、開催時間帯の変更などを含む）する場合は、速やかにご連絡ください。なお、変更に伴い、補助金額の一部（または全額）を返還していただく場合があります。ただし、変更に伴う補助金額の増額はできません。

Q12. 補助対象事業であっても、補助の対象外となる場合がありますか？また、交付決定通知を受け取った後や、年度途中・終了後に交付決定を取り消されることもありますか？

A. 食品衛生管理を適切に行わないなど、参加する子ども達や担い手の安心・安全面で問題があるとみなされた場合や、法令違反などの事実が確認された場合は、決定後であっても補助金を取り消すことがあります。その場合、補助金全額を返還していただきます。特に、食品衛生管理や個人情報保護などの法令を遵守することが重要です。

☆ご不明な点がありましたらご相談ください☆

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 中央ボランティアセンター

相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 2 階

電話番号:042-786-6181

メールアドレス:svc4@sagamiharashishakyo.or.jp